これからの人生
「ゆとり」を持って「安心」して
暮らして行きましょう！

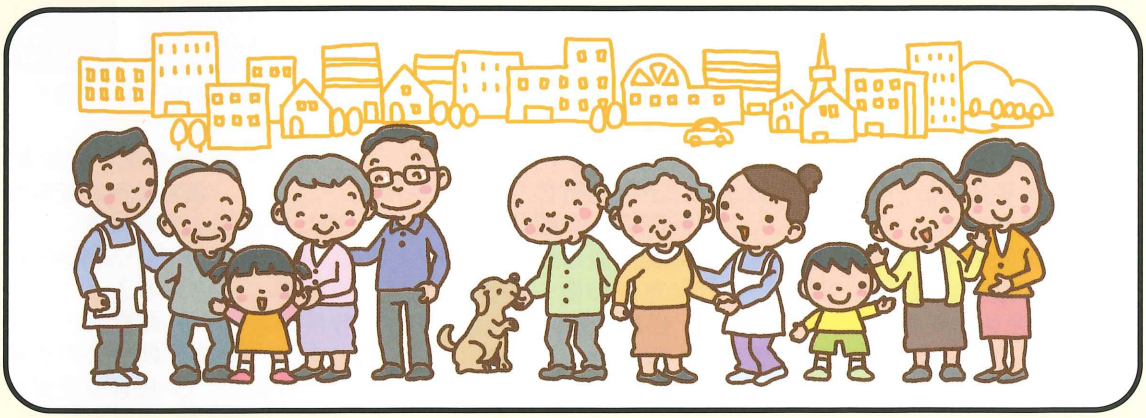

今は元気だけれども ・・・
これからのことを考えたい！

認知症等により
判断力が衰えた
親族がいる ・・

- 任意後見
- 家族信託
- 公正証書遺言
- 死後事務委任
- 法定後見

それぞれのメリットを生かして
組合わせてみては、いかがでしょうか？

＜しんきん成年後見サポートをささえる5つの信用金庫＞

さわやか信用金庫 / SHIBASHIN 芝信用金庫 / SHONAN 湘南しんきん / 城南信用金庫 / 目黒信用金庫

任意後見

・将来に備え、元気なうちに信頼できる後見人を選んでおきたい

流れ図

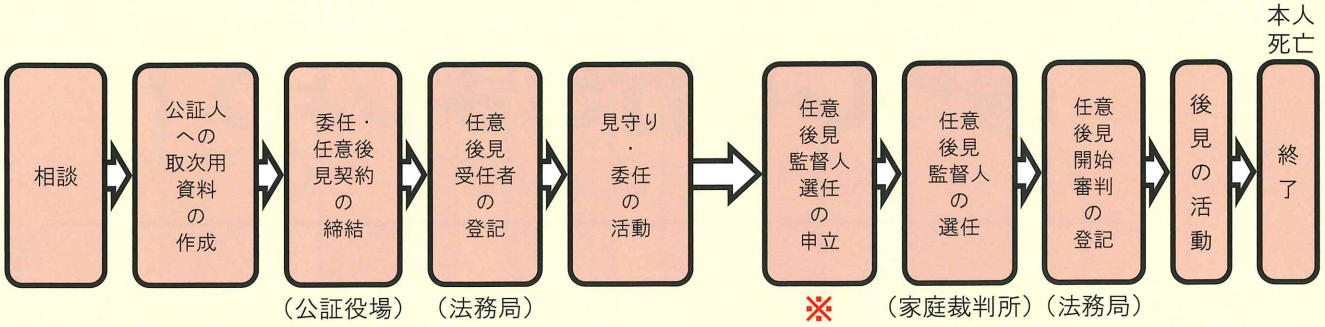

説明事項

★ 契約に必要な主な書類
- ○ 本人(委任者)
  - ・ 戸籍謄本
  - ・ 戸籍の附票または住民票
  - ・ 印鑑登録証明書、実印
- ○ 任意後見受任者
  - ・ 戸籍の附票または住民票
  - ・ 印鑑登録証明書、実印

★ 公証役場での主な費用
- ○ 契約書作成…22,000円
- ○ 登記の嘱託…1,400円
- ○ 収入印紙…2,600円
- ○ その他…証書代、郵便切手代等

★ 任意後見監督人選任の主な費用
- ○ 申立…800円
- ○ 登記の嘱託…1,400円
- ○ その他…郵便切手代等

※ 認知症等により、本人の判断力が衰えた場合に行われます

★ その他の主な費用
- ○ 取次用資料作成者等への報酬

★ 監督人選任の申立のできる人
- ○ 本人
- ○ 配偶者
- ○ 四親等内の親族
- ○ 任意後見受任者

（金額等は変更になる場合があります）

家族信託

・信頼できる家族に将来を託したい
・判断力が衰えた後も、家族の支援のために財産を使いたい
・亡くなった後も家族のためになる財産の引継ぎをしたい

流れ図

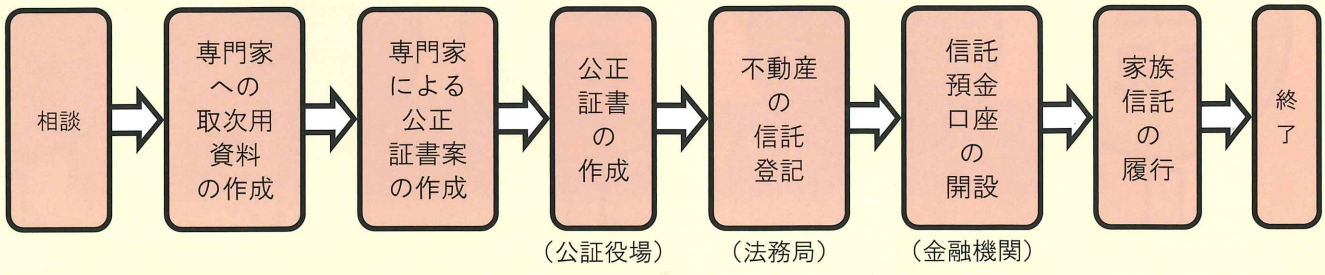

説明事項

★ 契約に必要な主な書類
(契約内容によって異なる)
- ○ 預金証書・通帳
- ○ 不動産登記簿謄本
- ○ 不動産課税証明書
- ○ 住民票(委託者：公正証書)
  (受託者：公正証書＋登記所)
- ○ 印鑑証明書(委託者：公正証書＋登記所)
  (受託者：公正証書)

★ 公正証書作成関連の主な費用
- ○ 証書作成手数料
  - ・ 信託評価額により異なる
- ○ 公正証書の正本・謄本作成手数料
  - ・ 1枚当たり250円

★ その他の主な費用
- ○ 取次用資料作成者への報酬
- ○ 専門家(弁護士･司法書士等)への報酬
- ○ 不動産を信託財産にする場合は､不動産の登記費用
- ○ 金融機関の信託口座開設手数料

（金額等は変更になる場合があります）

公正証書遺言

- 自分なりに考えた相続をしたい
- 財産を譲りたい他人がいる、譲りたくない家族がいる

流れ図

相談 ⇨ 専門家への取次用資料の作成 ⇨ 専門家による公正証書案の作成 ⇨ 公正証書の作成（公証役場） ⇨ 本人の死亡 ⇨ 遺言の執行 ⇨ 終了

説明事項

★ 作成に必要な主な書類
- ○ 本人（遺言者）
  - ・ 印鑑登録証明書、実印
  - ・ 不動産登記簿謄本、固定資産評価証明書
- ○ 相続人への相続の場合は、本人と相続人の続柄がわかる戸籍謄本
- ○ 相続人以外への遺贈の場合は、氏名、住所、生年月日のわかるもの
- ○ 立会人・遺言執行者の氏名、住所、生年月日のわかるもの

★ 公正証書作成関連の主な費用
- ○ 証書作成手数料
  - ・ 相続財産により異なる
- ○ 公正証書の正本・謄本作成手数料
  - ・ 1枚当たり250円
- ○ 立会人
  - ・ 2名…1名につき5,000円～1万円

★ その他の主な費用
- ○ 取次用資料作成者への報酬
- ○ 専門家（弁護士・司法書士等）への報酬

★ 遺言公正証書の保管
- ○ 公証役場…原本
- ○ 遺言執行者…正本
- ○ 本人…謄本

（金額等は変更になる場合があります）

死後事務委任

（エンディングサービス）

- 亡くなった後を安心して頼める親族がいない
- 親族が亡くなった後、各種手続きをしてもらいたい

流れ図

委任の契約 ⇨ 死亡の確認（本人死亡） ⇨ 死後事務の履行 ⇨ 親族への終了報告

説明事項

★ 契約をする人
- ○ 本人
- ○ 親族

★ 契約に必要な書類
- ○ 死後事務委任契約書

〈任意後見契約や公正証書遺言作成の際に死後事務委任契約を同時に締結する方法もあります〉

★ 死亡確認書類
- ○ 死亡診断書 等

★ 死後事務の主な内容
- ○ 役所への死亡の届出
- ○ 親族への連絡
- ○ 葬儀・埋葬の手続き
- ○ 生前の未払い費用の精算
- ○ 各種契約の解約
- ○ 遺品の整理手続き

★ 親族への引渡し
- ○ 重要な遺品の引渡し

★ 主な費用
（原則として、亡くなられた方の財産からの支払）
- ○ 死後事務受任者への報酬
- ○ その他関連先への支払

（金額等は変更になる場合があります）

法定後見

・判断力が衰えた親族の財産をきちんと管理していきたい

流れ図

相談 → 申立書類の作成 → 家庭裁判所に申立 → 調査・面接等（家庭裁判所） → 後見類型・後見人等の決定（家庭裁判所） → 後見開始審判の登記（法務局） → 成年後見の活動 → 終了（本人死亡）

説明事項

★ 申立ができる主な人
- ○ 本人
- ○ 配偶者
- ○ 四親等内の親族
- ○ 任意後見受任者
- ○ 市区町村長

★ 申立書類作成者等への報酬

★ 申立書関係の主な書類
- ○ 申立書
- ○ 申立事情説明書
- ○ 財産目録
- ○ 収支状況報告書
- ○ 後見人等候補者事情説明書
- ○ 親族関係図
- ○ 本人の財産、収支に関する資料

★ 申立に必要な主な書類・費用
- ○ 収入印紙…2,400円～4,000円
- ○ 郵便切手…4,000円～5,000円
- ○ 本人の戸籍謄本
- ○ 本人の住民票または戸籍の附票
- ○ 登記されていないことの証明書…300円
- ○ 裁判所提出用の診断書…10,000円程度

後見人決定の際、裁判所から「後見監督人の選任」「後見制度支援預金の利用」「後見制度支援信託の利用」等の選択を条件とされる場合があります

（金額等は変更になる場合があります）

ご相談は「しんきん成年後見サポート」へ

SKサポート
一般社団法人 しんきん成年後見サポート
〒141－8710 東京都品川区西五反田7－2－3（城南信用金庫本店11階）
TEL 03－3493－8147

2024年12月（改）